

1. 都市景観アドバイザー制度について

建築物、工作物、広告物などの景観に関するお悩みについて、専門家に相談ができる「事前協議」と「個別相談」の制度があります。



相談料は無料！

2. 事前協議と個別相談について

事前協議

対象案件：景観法に基づく届出対象行為に該当する案件
実施日時：月2回(第2、第4火曜日) 30分程度/回

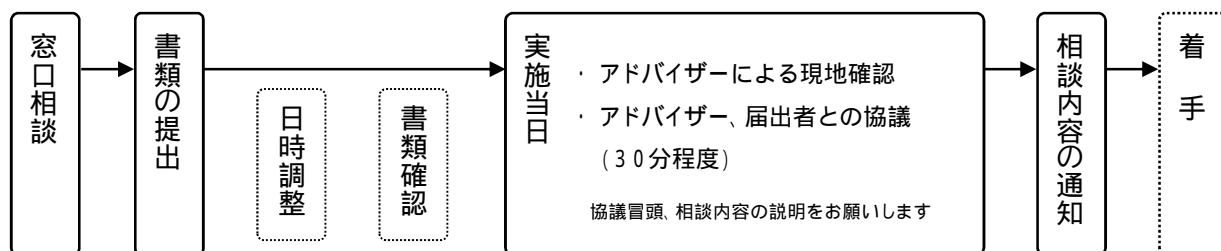
個別相談

対象案件：制度利用申込書が提出された案件
景観形成の向上に寄与する案件が対象
公共施設等の整備に関する案件は利用して下さい
実施日時：適宜調整

< 専門家の分野 >

- 建築
- 都市デザイン
- 色彩
- 植栽
- サイン
- ランドスケープ
- 夜間照明 など

3. 手続きの流れについて



「事前協議」の対象案件は、着手の30日前までに景観法に基づく届出が必要となります。

4. アドバイス事例について

色のバランスを再検討することができた、緑地がより豊かになった等利用者の声をいただいています！

色彩に関すること

- ・計画全体や隣地建物等との関係を踏まえた色彩の提案
- ・建物の圧迫感を和らげるための色分け手法、色あせても目立たない色彩等の提案

植栽に関すること

- ・建物の配置や周辺環境等を踏まえた植栽計画の提案
- ・花や季節感を感じる緑地となるような樹種等の提案

その他計画内容に関すること

- ・建物計画や外構計画、サイン、照明デザイン等に関する提案

都市景観アドバイザーが設計やデザインを行うものではありません。



各事例について
こちらをチェック！



地域の特性を活かした街並みづくりをしていきましょう！

【お問い合わせ先】
戸田市 都市整備部 都市計画課 都市景観担当
TEL: 048-441-1800(代)

